

HDS グリーン調達ガイドライン

2025年12月11日

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ

目次

はじめに

1. 経営理念および方針
2. グリーン調達の手組み
3. お取引先様への要求事項
4. 情報の取り扱い
5. 改訂

はじめに

HDS グループは、過去から地球環境に対して企業の社会的責任を深く認識し、地球環境の保護に努めることを方針として事業活動を行って参りました。事業目的であるトータル・モーション・コントロールの追求を通して、省電力化などに貢献する優れた技術・サービスを社会に提供するとともに、環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001 に準拠した体制を推進し、地球環境負荷の低減に取り組んでおります。

国際社会における地球環境への意識が急速に高まる中、企業に対しては、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化防止、廃棄物の削減とリサイクルによる循環型社会の構築、環境負荷物質の管理による環境汚染の防止、水資源の保護、水リスクへの対応、生物多様性への対応など、地球環境に配慮した取り組みが今まで以上に強く求められるようになっており、その範囲は自社だけの取り組みに留まらず、サプライチェーン全体にまで拡大しております。

当社グループは従来からお取引先様と協力関係を築きながらグリーン調達を推進して参りましたが、これら社会の要請への対応と持続可能な調達のため、今までのグリーン調達基準を見直し、この度、新たに「グリーン調達ガイドライン」として策定いたしました。

今後も当社グループは、倫理的かつ地球環境や社会に配慮したサプライチェーンを実現するべく、さらなる環境負荷低減活動および環境負荷の少ない材料・部品・製品・サービスの調達に取り組んで参ります。お取引先様におかれましては、当社グループの理念・方針および取り組みをご理解いただき、HDS グループサプライチェーン全体としての地球環境負荷低減への取り組みにご協力いただきたくお願い申し上げます。

2023年10月1日

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
環境責任者 浅倉 修

1. 経営理念および方針

経営理念

I. 個人の尊重

当社は、社員一人一人の権利を尊重し、個人が意義のある文化的な人生と、生き甲斐を追求できる企業でありたい。

一人一人の向上心信じ、自立的な活動を援助し、仕事を通して能力が最大限に発揮できる環境を作り、能力や業績に報う企業とする。

II. 存在意義のある企業

当社は、存在意義のある、優れた企業として認められることを望む。

独創性を発揮し、個性と特徴をもち、経営の基盤を絶えることのない研究開発活動と品質優先に置く経営を貫く。

全ての部門が、全力を尽くすことに生き甲斐を感じる企業とする。

III. 共存共栄

当社は、社員、株主、顧客、材料部品の購入先、協力会社、取引先などの多くの人々に支えられている。

当社は、これらの関係者全てに満足してもらえるように魅力ある製品、サービス、報酬、環境、取引関係を作り上げるよう最善の努力を払う。

IV. 社会への貢献

当社は、社会の良き一員として企業活動を通じ、広く社会や産業界に貢献していく。

我々が提供する製品やサービスが、直接的間接的に広く社会の向上に役立ち、属する地域社会の環境や質の向上に役立つ企業を目指す。

サステナビリティ基本方針

私たちは、「個人の尊重」、「存在意義のある企業」、「共存共栄」、「社会への貢献」という4つの柱で構成された経営理念に基づき、トータル・モーション・コントロールを提供する技術・技能集団として、社会をより良くするための技術革新に貢献することで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指します。

サステナブル調達方針

1. 公正・公平な取引

調達取引にあたっては、「取引とは『等価交換』である」との精神に基づき、社内選定基準に基づく品質等の整合性、お取引先様の技術力・供給能力・サービス力・経営状況を総合的に評価し、決定します。更に、サステナビリティに対する取り組み姿勢も重要な要素とみなします。

2. 法令・社会規範の遵守

事業活動を行う国や地域の法令を遵守し、高い倫理観と国際規範を尊重した調達を行います。

3. 人権の尊重と労働環境への配慮

調達先の国や企業における人権を尊重し、労働環境や安全衛生に配慮した調達を行います。

4. 地球環境への配慮

持続可能な社会の実現に向け、環境方針に基づき、サプライチェーン全体で地球環境に配慮した調達を推進します。

5. お取引先様との共存共栄

『経営理念』 第三項に謳っているとおり、すべてのお取引先様は大切なパートナーであるという考えのもと、信頼関係に基づく協力体制の構築に取り組み、相互の繁栄を目指します。

環境方針

当社グループは、地球環境に対して、企業の社会的責任を深く認識し、当社の事業目的であるトータル・モーション・コントロールの追求を通して、自然破壊の速度を抑えるべき優れた技術・サービスを社会に提供し、地球環境の保護に努める。

1. 開発から回収・廃棄に至る全ての生産プロセスにおける環境負荷の評価と環境破壊抑制型の技術開発に努め、環境に調和した商品を創出し提供する。

2. 環境関連法・条例を遵守し、且つ自主管理目標を設定し、活動計画の見直しを通じて管理レベルの向上を継続的に実行する。

3. 資源・エネルギーの効率的利用を図り、廃棄・排出物の低減とリサイクルに努め、環境負荷の低減を目指す。

4. 環境方針は、従業員及び当社に関連する関係会社・協力会社へ周知させる。

5. 地域社会での環境保護活動に参加し、地域との共存に努める。

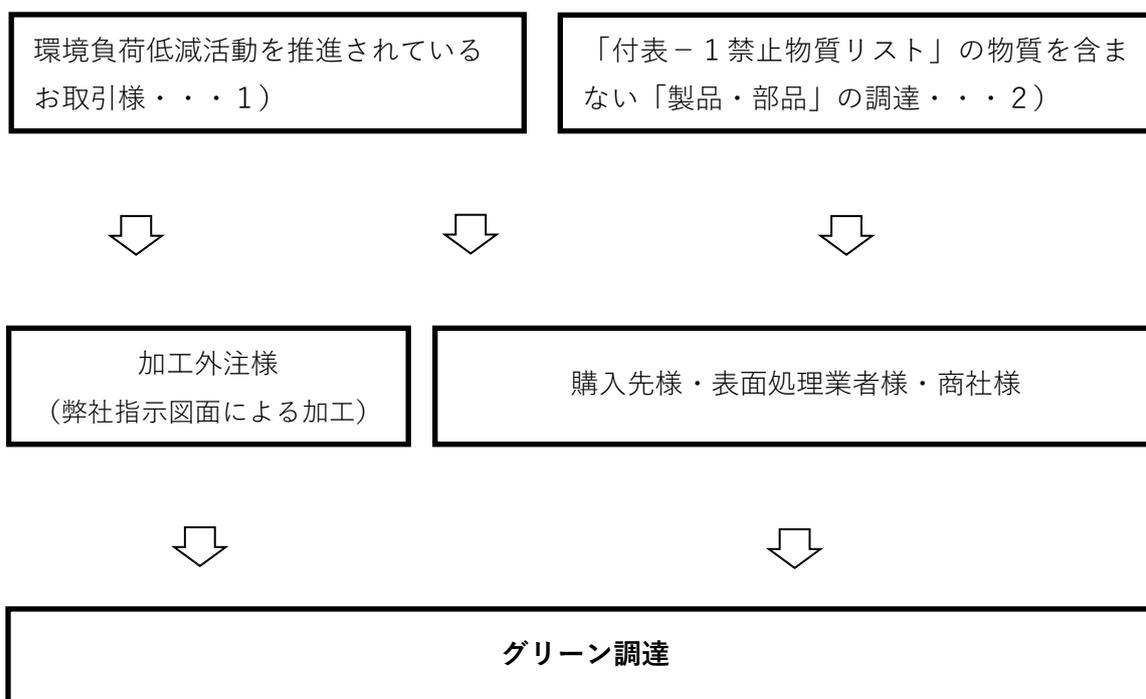
2. グリーン調達の実践

2.1 対象となる範囲

本ガイドラインは、当社グループが調達する全ての製品・部品・材料・副資材・生産補助部材・包装梱包資材等およびサービスとそれらをご提供いただくお取引先様に適用いたします。また、部品・材料の組立および加工（鍛造、切削、熱処理、表面処理等）を委託しているお取引先様にも適用いたします。

2.2 グリーン調達の考え方

当社グループは、環境負荷の低減活動に理解があり、かつ推進されているお取引様からの調達と「付表－1 禁止物質リスト」の物質を含まない製品・部品を優先的に調達いたします。



(1) 環境負荷低減活動を推進されているお取引様とは

- ① 環境マネジメントシステム：ISO-14001 の認証を受けている又は認証取得推進中
- ② 当社の「環境負荷低減活動調査表：様式-1：購入先様用・表面処理業者様用、様式-2：外注先様用、様式-3：商社様用」による自己評価が基準を満足している。
- ③ 現状は②の基準を満足していないが、環境負荷低減活動に計画的に取り組める。
(改善計画をご提示いただけるお取引様)

(2) 「付表－1 禁止物質リスト」の物質を含まない「製品・部品」の調達の実現

「付表－1 禁止物質リスト」の物質を含まない「製品・部品」の納入

3. お取引先様への要求事項

3.1 お取引先様への要求事項

お取引先様に必ず遵守して頂きたい要求事項を以下に示します。

- (1) 環境関連法令等の遵守
- (2) 環境負荷低減活動の推進と評価(様式-1、様式-2、様式-3)
 - 1) 環境マネジメントシステム（EMS）に関する項目
 - 2) 環境負荷低減活動に関する項目
 - 3) 環境負荷物質の管理に関する項目
(「付表-1 禁止物質リスト」の物質を含有した製品を納入しない)
- (3) 環境保全活動の推進

(1) 環境関連法令等の遵守

環境関連法令等の遵守を徹底して頂くとともに、万一法令違反の発生により、納入製品の供給に支障が出る場合は、速やかに弊社までご連絡ください。

(2) 環境負荷低減活動の推進と評価：(様式-1、様式-2、様式-3)

1) 環境マネジメントシステム（EMS）に関する項目

- ① ISO-14001 の認証取得等の EMS 構築状況について評価をお願いいたします。
- ② 第三者機関による認証とは、「エコアクション 21」、「エコステージ」等のプログラムに沿って認定された場合に評価してください。第三者の認証であれば結構です。
- ③ 自主活動とは、お取引様自らが EMS を構築し、環境負荷の低減に努めている場合に評価してください。

2) 環境負荷低減活動に関する項目

EMS に関する項目で、「自主活動」に該当される場合、この項目につきまして別途評価をお願いいたします。（様式によって若干内容が異なっておりますのでご注意ください。）

3) 環境負荷物質の管理に関する項目

- ① 「付表-1 禁止物質リスト」について製品に使用していないことを評価してください。（様式によって若干内容が異なっておりますので、ご注意ください。）
- ② 納入品の調査：「付表-1 禁止物質リスト」
納入製品・部品に含有してはならない物質です。閾値未満であれば使用は可能ですが、意図的^注含有については使用不可となります。

注) 意図的とは、有害物質を恣意的に混入させることで、特別な特性、見栄え、品質等を最終製品・部品に与えることを目的として、材料や生成過程で使用することを指す。

4) 環境負荷低減活動評価

お取引様の自己評価結果を重視いたします。

70点以上	評価A
50点以上70点未満	評価B
50点未満	改善計画のお願いおよび改善計画の結果により弊社にて評価させていただきます。

(3) 環境保全活動の推進

企業活動全領域で、温室効果ガス排出量の削減、水使用量の削減、廃棄物等発生量の削減、大気・水・土壌汚染の防止、生物多様性の保全等、環境保全活動の推進をお願いいたします。

特に温室効果ガス排出量および水使用量の削減においては、エネルギーおよび水の使用量を把握・記録し、削減活動をお願いいたします。

※必要に応じて実績の報告を依頼させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

3.2 制度の運用手順：維持管理および変更管理

(1) 維持管理

初期調査でご回答いただいた下記の内容に変更がなければ、弊社への連絡は不要です。但し、弊社から定期的に調査をお願いする場合は、ご協力をお願いいたします。

- ① 環境負荷低減活動に関する評価
- ② 納入品の評価

(2) 変更管理

① 新規取引の製品・部品が発生した場合は、「納入品の調査」を実施いたします。弊社より調査を依頼いたします。

② 弊社の指示ではなく、お取引様内で変更が発生した場合は、弊社「購買品・外注品事前連絡協議実施基準」に沿って事前連絡の手続きをお願いいたします。

A) 納入製品、部品が変更される場合（原材料の変更も含む）

B) 製造工程が変更され、納入される製品・部品に含まれる物質が変更される場合（特に表面処理業者様）

3.3 運用フロー

<新規>	お取引先様	弊 社
グリーン調達ガイドラインの配布および調査依頼		○
↓		
調査書へのご記入およびご提出	○	
↓		
調査書の受理		○
↓		
データ入力・管理		○
↓		
評価結果の連絡（改善要求がある場合）		○
↓		
改善計画等のご提示	○	
<変更>		
製造条件変更連絡書および 付表－1 禁止物質リストの調査	○	
↓		
弊社承認		○
↓		
初回品カードの添付・製品・部品納入	○	
↓		
受入検査実施（必要に応じて）		○
↓		
データ変更		○

4. 情報の取り扱い

グリーン調達活動で入手したお取引先様の会社情報および個人情報 を無断で外部に提供することはありません。

ただし、環境負荷物質含有情報は、当社グループの製品情報としてお客様に公開することがあります。

5. 改訂

当グリーン調達ガイドラインは、法規制や社会情勢、お客様からの要求などにより改定することがあります。

最新版は、下記 URL から入手することができます。

<https://www.hds.co.jp/csr/social/green/>

問合せ先

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ

サプライチェーン本部 資材・開発購買部 購買
TEL. 0263-83-6401 E-mail. supply@hds.co.jp

人事・総務本部 総務部
TEL. 0263-83-6802

〒399-8305 長野県安曇野市穂高牧 1856-1

環境負荷低減活動調査表

(様式-1: 購入先様用・表面処理業者様用)

お取引様ご記入欄			(株)ハーモニック・ドライブ・システムズ記入欄				
記入日	年	月	日	依頼日	年	月	日
会社名				窓口部門名			
担当部門名				窓口担当者名			
評価者氏名 (役職)	()			窓口			
TEL/FAX	/			TEL/FAX	/		
Mail アドレス				Mail アドレス			

1. 環境マネジメントシステムに関する項目

項目	確認内容	評価	取得情報	
① ISO-14001 認証取得	認証済み		取得年月	年 月
	認証予定		取得予定年月	年 月
② 第三者機関による 認証取得	認証済み		取得年月	年 月
	認証予定		取得予定年月	年 月
③ 自主活動	独自に構築		構築年月	年 月
	構築予定		構築予定年月	年 月

①・②項に○：50点 ③項に○：25点

2. 環境負荷低減活動に関する項目：該当する場合○、該当しない場合×、対象外は-を記入願います。
(1項の①・②項に○の場合は、本項目の回答は不要です。予定日が未定の場合にご記入願います。)

項目	評価内容	評価
環境方針	①環境方針が文書化され、全従業員へ周知され、外部の要求に対し提出可能である。	
	②環境関連法規制および地域や顧客からの環境に関する要求事項の遵守を宣言している。	
計画・組織	③環境負荷低減の実行計画がある。(省エネ・省資源・廃棄物削減等の取り組み計画)	
	④環境負荷低減活動の実行組織があるかまたは責任者が明確になっている。	
環境管理の 仕組・運用	⑤水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・廃棄物処理・省エネ等の環境への影響がある要因(環境側面)を特定し、それらに対し低減・改善する仕組みがあり、実施している。	
	⑥事故・災害時に環境への影響の拡大を防止する仕組みがある。	
	⑦法基準からの逸脱、環境負荷低減活動の未達等に対し、是正・予防処置がとられている。	
	⑧供給する製品に対し、省資源化・廃棄物削減・分解の容易性等を考慮した設計を行っている。	
教育訓練	⑨従業員に対し、環境に関する教育訓練や啓蒙活動を行っている。	

①・②項に○：各5点 ③～⑤項に○：各3点 ⑥・⑦項に○：各2点 ⑧・⑨項に○：各1点

3. 環境負荷物質の管理

項目	評価内容	評価
環境負荷 物質の管理	①付表-1 禁止物質リストが当社に納入される製品に閾値レベルを超えて含有していないことを保証できる。	
	②納入製品に対して chemSHERPA が提出できる状態にある。	
	③包装材の回収、再利用、リサイクル等、実施している。	
	④包装材にダイオキシン等の発生が予想される物質を使用していない。	

①項・②項に○：各15点 ③項・④項に○：各10点

4. 評価合計

1～3項の合計：100点満点中	点
-----------------	---

70点以上：A、50点以上～70点未満：B、50点未満：C(要改善)
ただし、3. ①が×の場合、合計点を0点とする

環境負荷低減活動調査表

(様式-2: 外注先様用)

お取引様ご記入欄			(株)ハーモニック・ドライブ・システムズ記入欄				
記入日	年	月	日	依頼日	年	月	日
会社名				窓口部門名			
担当部門名				窓口担当者名			
評価者氏名 (役職)	()			窓口 TEL/FAX	/		
TEL/FAX	/			Mail アドレス			
Mail アドレス							

1. 環境マネジメントシステムに関する項目

項目	確認内容	評価	取得情報	
① ISO-14001 認証取得	認証済み		取得年月	年 月
	認証予定		取得予定年月	年 月
② 第三者機関による 認証取得	認証済み		取得年月	年 月
	認証予定		取得予定年月	年 月
③ 自主活動	独自に構築		構築年月	年 月
	構築予定		構築予定年月	年 月

①・②項に○: 50点 ③項に○: 25点

2. 環境負荷低減活動に関する項目: 該当する場合○、該当しない場合×、対象外は-を記入願います。
(1項の①・②項に○の場合は、本項目の回答は不要です。予定日が未定の場合はご記入願います。)

項目	評価内容	評価
環境方針	①環境方針が文書化され、全従業員へ周知され、外部の要求に対し提出可能である。	
	②環境関連法規制および地域や顧客からの環境に関する要求事項の遵守を宣言している。	
計画・組織	③環境負荷低減の実行計画がある。(省エネ・省資源・廃棄物削減等の取り組み計画)	
	④環境負荷低減活動の実行組織があるかまたは責任者が明確になっている。	
環境管理の 仕組・運用	⑤水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・廃棄物処理・省エネ等の環境への影響がある要因(環境側面)を特定し、それらに対し低減・改善する仕組みがあり、実施している。	
	⑥事故・災害時に環境への影響の拡大を防止する仕組みがある。	
	⑦法基準からの逸脱、環境負荷低減活動の未達等に対し、是正・予防処置がとられている。	
教育訓練	⑧省資源化・廃棄物削減等を考慮した製造工程設計を行っている。	
	⑨従業員に対し、環境に関する教育訓練や啓蒙活動を行っている。	

①・②項に○: 各5点 ③~⑤項に○: 各3点 ⑥・⑦項に○: 各2点 ⑧・⑨項に○: 各1点

3. 環境負荷物質の管理

項目	評価内容	評価
環境負荷 物質の 管理	①付表-1 禁止物質リストが当社に納入される製品に閾値レベルを超えて含有していないことを保証できる。	
	②包装材の回収、再利用、リサイクル等、実施している。	
	③包装材にダイオキシン等の発生が予想される物質を使用していない。	

①項に○: 20点 ②・③項に○: 各15点

4. 評価合計

1~3項の合計: 100点満点中	点
------------------	---

70点以上: A、50点以上~70点未満: B、50点未満: C (要改善)

ただし、3. ①が×の場合、合計点を0点とする

環境負荷低減活動調査表

(様式-3: 商社様用)

お取引様ご記入欄		(株)ハーモニック・ドライブ・システムズ記入欄	
記入日	年 月 日	依頼日	年 月 日
会社名		窓口部門名	
担当部門名		窓口担当者名	
評価者氏名 (役職)	()	窓口 TEL/FAX	/
TEL/FAX	/	Mail アドレス	
Mail アドレス			

1. 環境マネジメントシステムに関する項目

項目	確認内容	評価	取得情報
① ISO-14001 認証取得	認証済み		取得年月 : 年 月
	認証予定		取得予定年月 : 年 月
② 第三者機関による 認証取得	認証済み		取得年月 : 年 月
	認証予定		取得予定年月 : 年 月
③ 自主活動	独自に構築		構築年月 : 年 月
	構築予定		構築予定年月 : 年 月

①・②項に○ : 50点 ③項に○ : 25点

2. 環境負荷低減活動に関する項目 : 該当する場合○、該当しない場合×、対象外は-を記入願います。
(1項の①・②項に○の場合は、本項目の回答は不要です。予定日が未定の場合にご記入願います。)

項目	評価内容	評価
環境方針	①環境方針が文書化され、全従業員へ周知され、外部の要求に対し提出可能である。	
	②環境関連法規制および地域や顧客からの環境に関する要求事項の遵守を宣言している。	
計画・組織	③環境負荷低減の実行計画がある。(省エネ・省資源・廃棄物削減等の取り組み計画)	
	④環境負荷低減活動の実行組織があるかまたは責任者が明確になっている。	
環境管理の 仕組・運用	⑤水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・廃棄物処理・省エネ等の環境への影響がある要因(環境側面)を特定し、それらに対し低減・改善する仕組みがあり、実施している。	
	⑥事故・災害時に環境への影響の拡大を防止する仕組みがある。	
	⑦法基準からの逸脱、環境負荷低減活動の未達等に対し、是正・予防処置がとられている。	
教育訓練	⑧省資源化・廃棄物削減等を考慮した業務を行っている。	
	⑨従業員に対し、環境に関する教育訓練や啓蒙活動を行っている。	

①・②項に○ : 各5点 ③~⑤項に○ : 各3点 ⑥・⑦項に○ : 各2点 ⑧・⑨項に○ : 各1点

3. 環境負荷物質の管理

項目	評価内容	評価
環境負荷物質 の 管理	①付表-1 禁止物質リストが当社に納入される製品に閾値レベルを超えて含有していないことを保証できる。	
	②納入製品に対して chemSHERPA が提出できる状態にある。	
	③第三者分析機関を使用し、付表-1 禁止物質リスト、chemSHERPA 管理対象物質参照リストの含有調査ができる。	

①項に○ : 20点 ②・③項に○ : 各15点

4. 評価合計

1~3項の合計 : 100点満点中	点
-------------------	---

70点以上 : A 、 50点以上~70点未満 : B 、 50点未満 : C (要改善)

ただし、3. ①が×の場合、合計点を0点とする

付表－1 禁止物質リスト

2025年10月17日更新

No.	物質/物質群	閾値レベル	用途	主な参照法令
1	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満	すべての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I
	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満	すべての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
2	アスベスト類	意図的使用禁止	すべての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
3	特定有機スズ化合物(1) ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (TBT0) 3 置換有機スズ化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	すべての用途	化審法 EU REACH 規則 Annex XVII
4	特定有機スズ化合物(2) ジブチルスズ(DBT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	すべての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
5	特定有機スズ化合物(3) ジオクチルスズ(DOT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	皮膚に触れる繊維 2 成分室温硬化モールドキット	EU REACH 規則 Annex XVII
6	短鎖型塩化パラフィン (SCCP, C10-13)	意図的使用禁止かつ 1500ppm 未満	すべての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I
7	ポリブロモビフェニル (PBB)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	すべての用途	化審法 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XVII EU POPs 規則 Annex I POPs 条約

8	ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	すべての用途	化審法、 EU RoHS 指令 EU POPs 規則 Annex I TSCA POPs 条約
9	特定アミンを形成する アゾ染料、顔料	特定アミンとして 30mg/kg (30ppm) 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある織物、革製品	EU REACH 規則 Annex XVII
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上の物質)	意図的使用禁止	すべての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
11	カドミウム およびその化合物	100ppm 未満	すべての用途 包装材料に関しては四重金属参照 <適用除外> 法令参照	EU RoHS 指令 EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex XVII
12	鉛 およびその化合物	1000ppm 未満	すべての用途 包装材料に関しては四重金属参照 <適用除外> 法令参照	EU RoHS 指令 EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex XVII
13	六価クロム化合物	皮革製品および皮革部品 3ppm 未満	皮膚に接触する皮革部品	EU RoHS 指令
		上記以外 1000ppm 未満	すべての用途 包装材料に関しては四重金属参照 <適用除外> 法令参照	EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex XVII
14	水銀およびその化合物	1000ppm 未満	すべての用途 包装材料に関しては四重金属参照 <適用除外> 法令参照	EU RoHS 指令 EU ELV 指令
-	四重金属 (カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)	意図的使用禁止かつ 包装を構成する部材の質量を分母として 総合計 100ppm 未満	すべての包装材料用途	EU 包装材料指令

15	オゾン層破壊物質 (HCFC を除く)	意図的使用禁止	すべての用途	オゾン層保護法 モントリオール議定書
16	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	意図的使用禁止	すべての用途	オゾン層保護法 モントリオール議定書
17	ホルムアルデヒド	木材以外の成形品 気中濃度 0.080mg/m ³ (0.06ppm) 未満	すべての用途 (成形品が対象)	EU REACH 規則 Annex XVII TSCA
18	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩および PFOS 関連物質 (別名: パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩および PFOS 関連物質)	意図的使用禁止かつ ・ PFOS (塩を含む) の場合、 25ppb (0.025ppm) 未満 ・ 1 つまたは複数の PFOS 関連物質の組み合わせの場合、 濃度合計が 1000ppb (1ppm) 未満	すべての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
19	特定ベンゾトリアゾール化合物 (1) UV-320	意図的使用禁止	すべての用途	化審法
20	ジメチルフマレート (DMF)	0.1ppm 未満	すべての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
21	多環芳香族炭化水素 (PAH)	1ppm 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、又は短時間の接触が繰り返されるゴムまたはプラスチック部品	EU REACH 規則 Annex XVII
22	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	意図的使用禁止かつ 75ppm 未満	すべての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
23	フタル酸エステル (4 種: DEHP、BBP、DBP、DIBP)	4 種の合計濃度で 1000ppm 未満	電池の材料としての用途、包装材	EU REACH 規則 Annex XVII
		1 種の濃度で 1000ppm 未満	上記以外すべての用途	EU RoHS 指令
24	塩化リン酸エステル系難燃剤 (3 種: TDCPP、TCEP、TCPP)	1000ppm 未満	すべての用途 <適用除外> 法令参照	米国国内法
25	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	意図的使用禁止	HFC を含む製品	EU F ガス規則

26	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質 (別名: パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質)	意図的使用禁止かつ ・ PFOA(塩を含む)の場合、 25ppb(0.025ppm)未満 ・ 1つまたは複数の PFOA 関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が ^g 1000ppb(1ppm)未満	すべての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
27	炭素数9~21のペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)とその塩および C9-C21 PFCA 関連物質 (別名: 炭素数9から21のパーフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)とその塩および C9-C21 PFCA 関連物質)	C9-C14 PFCA 意図的使用禁止かつ ・ C9-C14 PFCA(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満 ・ 1つまたは複数の C9-C14PFCA 関連物質の組み合わせの場合、 濃度合計が ^g 260ppb(0.26ppm)未満	すべての用途 <適用除外>法令参照	EU REACH 規則 Annex XVII POPs 条約
		C15-C21 PFCA 意図的使用禁止	すべての用途	POPs 条約
28	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および PFHxS 関連物質 (別名: パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および PFHxS 関連物質)	意図的使用禁止かつ ・ PFHxS(塩を含む)の場合、 25ppb(0.025ppm)未満 ・ 1つ又は複数の PFHxS 関連物質の組合せの場合、濃度合計が ^g 1000ppb(1ppm)未満	すべての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
29	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))	意図的使用禁止	すべての用途 <適用除外>法令参照	TSCA
30	デクロランプラス™	意図的使用禁止	すべての用途 <適用除外>法令参照	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約

31	特定ベンゾトリアゾール化合物(2) UV-328	意図的使用禁止	すべての用途 <適用除外> 法令参照	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
32	中鎖型塩化パラフィン (MCCP, C14-17) (塩素化率 45wt%以上のもの)	意図的使用禁止	すべての用途 <適用除外> 法令参照	POPs 条約

※電池に関しては、個別に法令(欧州電池指令)を確認し対応すること